

牛久市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水)午後4時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第2会議室

3. 出席者

農業委員(12名)

会長 13番 山越 康義

会長職務代理 1番 吉田 功

委員 2番 川村 隆一 3番 飯田 光夫 4番 坪井 隆典

5番 村松 昇平 6番 澤田 臣男 8番 山越 隼人

9番 花島 常雄 10番 塚崎 光子 11番 藤田 文男

12番 中山 みつい

農地利用最適化推進委員(4名)

委員 中島 一郎 鈴木 正規 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局(3名)

事務局長 榎本 友好 事務局長補佐 近藤 絹 主任 横川 多恵子

4. 欠席委員 7番 平沢 克人

5. 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について

議案第3号 現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について

議案第4号 牛久農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する審議決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

6. 会議の概要

事務局	定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。
会 長	ただいまより第10回農業委員会総会を開会いたします。 出欠委員の報告であります。在任委員13名中、出席委員12名です。欠席委員は7番平沢克人委員です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。 次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	それでは、議事録署名者に、8番、山越隼人委員、9番、花島常雄委員を指名いたします。 参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。 事務局は、榎本事務局長、書記として近藤事務局長補佐、横川主任です。 それでは議事に入ります。 議案第1号から第6号まで一括上程致します。なお、審議の都合上、議案第1号より審議致します。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番、花島常雄委員は議事参与できませんので、退席願います。 ～ 花島委員 退席 ～
会 長	事務局より説明を願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。 第1項、岡見町字城山219番外2筆、田、計3,680㎡ですが、申請者は、農業経営規模拡大のため農地を譲り受けるもので、農地中間管理機構の特例事業を活用した売買による所有権移転をするものです。世帯の営農状況は、田、187,302㎡と畑、27,292㎡、合計214,594㎡を耕作しており、農業従事者は2名で、年間農業従事日数は200日から350日です。農地取得の権利は有しております。 第2項、久野町4118番、田、1,171㎡ですが、申請者は、農業経営規模拡大のため農地を譲り受けるもので、農地中間管理機構の特例事業を活用した売買による所有権移転です。世帯の営農状況は、牛久市内で田、28,963㎡を経営し、レンコンを栽培しております。農業従事者は2名で年間農業従事日数は250日です。農地取得の権利は有しております。 次に第3項、柏田町字善治ケ台3530番1、地目山林、現況畑、8,568㎡ですが、申請者は、農業経営規模拡大のため、農地の権利を移転するものです。申請者は筑西市に拠点を置く、農業及び水耕栽培、農水産物等の生産、加工、販売、オフィスへの植栽レンタル等を行

う法人で、借入により田、20,361㎡と畑、16,377.64㎡、合計36,738.64㎡を経営しており、農業従事者は4名で、年間農業従事日数は一人当たり、20日から240日のほか、年間延べ700日の臨時雇用を計画しております。農地所有適格法人として必要な書類は確認しております。また、申請書には筑西市及びつくば市発行の耕作証明が添付されております。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

飯田委員 令和6年4月1日、現況確認調査を、吉田代理、川村委員、榎本局長、横川主任と私で行いました。現地写真をご覧ください。

議案第1号第1項および第2項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。

議案第1号第3項ですが、ご覧いただいております写真のように、遊休農地化しておりますが、耕起を行うことにより耕作可能な農地であることをご報告いたします。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。ここで花島常雄委員の議事参与を認めます。

～ 花島委員 着席 ～

会 長 つづきまして、議案第2号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可についてです。

第1項、小坂町字町歩3125番1、畑、1,623㎡、転用目的は、太陽光発電設備設置場です。申請者は広島県に本社を置く太陽光発電施設の建設・販売、維持管理等を行う法人です。今回、固定価格買取制度を利用しない非FITとして、小規模太陽光発電設備を設置するものです。設置を予定する太陽光発電設備の出力は、550W太陽光パネル192枚、計105.60kW、パワーコンディショナー換算4.95kW×10台、49.5kWとなっております。

り、経済産業省登録の関連会社と売電契約を締結し、受給開始日から20年間は1kWh当たり8円、21年目以降は1kWh当たり7円で25年間売電する申請内容となっております。敷地周辺にはフェンス、柵、土留め等を設置し隣接地への土砂の流出対策をし、取水・汚水の計画は無し、雨水は敷地内自然浸透の計画となっております。他法令について関係機関との協議は了しております。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

飯田委員 議案第2号第1項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が、太陽光発電設備設置場であり、今回の申請について許可相当と思われます。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

農業委員 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第2号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたします。つづきまして、議案第3号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付についてです。

県の事務処理要領では、原則として農業委員3人以上と事務局職員により現地確認、もしくは航空写真等による確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについて、農業委員会総会で議決し、証明願に奥書証明を行い交付することになっております。

第1項、小坂町字坂下1725番1外1筆、田、計1,143㎡ですが、申請者から非農地証明願いが提出された案件です。地目は台帳上では田となっておりますが、添付の現地写真では、20年以上前よりすでに非農地化しております。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

飯田委員 議案第3号第1項ですが、現在より約23年前、国土地理院発行の平成13年11月撮影の航空写真から見てもすでに営農されておらず、現況は国道408号線の歩道に沿って防護柵が立てられているため、容易に農耕車が入り出できる状況になく、原野化しております。したがって、非農地として証明することについて問題はないと思われます。

会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第3号について原案のとおり証明してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。つづきまして、議案第4号、牛久農業振興地域整備計画の変更について議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第4号、牛久農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取についてです。</p> <p>農業振興地域整備計画に関する法律第8条第1項の規定により、牛久市長より、牛久農業振興地域整備計画の変更について意見照会が提出されております。それでは、資料をご覧ください。申請内容は牛久農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部を除外するもので、変更理由は自己用住宅の建築、申請地は女化町949番1の一部、畑、992㎡のうち318.29㎡となっております。申請者は現在隣接地の実家で4世代8名で暮らしておりますが、子どもが大きくなり手狭となったことから、自己用住宅を新築するものです。計画している住宅は、木造平屋建て105.78㎡、敷地規模は必要最小限とし、農業用倉庫、機械等は隣接する実家のものを使用する計画で、申請者は関係法令の事前協議を済ませております。以上です。</p>
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
飯田委員	議案第4号第1項ですが、転用目的が自己用住宅であり、計画の変更について異議なしと思われま。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第 4 号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第 4 号は、原案のとおり承認することに決定いたします。つづきまして、議案第 5 号、農用地利用集積計画に対する審議決定について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第 5 号 農用地利用集積計画に対する審議決定についてです。
改正前農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、牛久市長より農業委員会に対し、令和 6 年度、第 1 回牛久市農用地利用集積計画の案が提出されましたのでお諮りいたします。資料を 1 ページめくっていただきまして、令和 6 年度 第 1 回農用地利用集積計画 集計表(新規設定)の表をご覧ください。使用貸借権設定期間 10 年以上が、田、1 件、1,011㎡、畑、3 件、4,221㎡、合計 4 件、5,232㎡の利用権を設定する内容となっております。なお筆ごとの詳細は次のページのとおりです。以上です。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第 5 号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第 5 号は、原案のとおり承認することに決定いたします。つづきまして、議案第 6 号の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取についてです。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、牛久市長より提出された、農用地利用集積等促進計画の案に対し、農業委員会が答申する意見について審議するものです。資料を 1 ページめくっていただき、まず、新規のものとしたしまして、賃貸借権設定期間 10 年以上が、畑、6 件、29,030㎡、使用貸借権設定期間 10 年以上が、畑、1 件、2,885㎡、合計、畑 7 件、

31,915㎡、全体の合計が7件、31,915㎡に権利を設定する内容となっております。筆ごとの詳細については次ページの通りとなります

次に再転貸に関するものです。まず賃貸借権設定のものについて、権利の設定期間3年未満のものが、田、66件、面積97,035㎡、3年から10年未満のものが、田、34件、面積48,175㎡、計、100件、145,210㎡となります。つぎに、使用貸借権となりますが、権利の設定期間3年未満のものが、田、4件、6,067㎡で、合計104件、151,277㎡となります。以上です。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第6号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。本日の議事は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、第10回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。